

**福島県情報化推進計画**

# **ふくしま創生 I C T 戦略（2015-2017）**

平成 2 7 年 3 月

福 島 県



## はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故から4年が経過しました。

この間、本県が置かれている状況が時間の経過と共に変化する中、「ふくしまから はじめよう。」のスローガンの下、復興・再生に向けた様々な施策が県民一丸となって懸命に進められ、また情報通信分野では、インフラや防災システムの復旧・冗長化、ICT（情報通信技術）を活用した新たな街づくりなど、復興の取組も活発に行われています。

本県では、平成13年度に情報化推進計画を策定して以降、4期14年にわたり情報化の推進に取り組み、情報通信基盤の整備や、絆の維持・再生、電子自治体の推進などに成果を上げてきました。

ICTは、目覚ましい進歩を見せており、光ファイバーなどブロードバンド環境や高速携帯通信網の整備が進むとともに、スマートフォンやタブレット端末の普及、ソーシャルネットワーキングサービスなどの新たなサービスも広がり、大きな社会的活力を生み出しています。

このように、ICTは日常生活だけでなく、あらゆる場面で利用される重要なツールとして、県の施策を推進する上でも欠かせないものとなっています。

こうしたICTの急速な進歩や、東日本大震災で得られた教訓、地域創生の動きなどを踏まえ、本県の情報化施策の方向性を明らかにするため、「ふくしま創生ICT戦略（2015-2017）」を策定しました。

本計画は、今後3年間、復興をはじめ本県が直面する様々な課題を解決する手段としてICTの積極的な利活用を図るための指針とするものであり、市町村や民間団体、県民等が適切な役割分担のもと連携して取り組むことにより、すべての人が安全で安心して暮らすことのできる活力に満ちたふくしまを創生してまいります。

平成27年3月

福島県企画調整部長 近藤 貴幸

## 目 次

### 第1章 計画の策定

第1節 計画の策定趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	1
○ 計画の構成	3

### 第2章 現状及び課題

第1節 取組成果	4
第2節 情報化に関する当面の課題	10
第3節 本県を取り巻く社会経済情勢	11
第4節 情報化の進展	12
第5節 国の動向	17

### 第3章 基本目標と施策の柱

第1節 基本目標	21
第2節 施策の柱	21
○ 計画の体系図	27

### 第4章 施策分野の展開

第1節 復興への取組	28
第2節 産業振興・地域活性化	32
第3節 安全・安心、防災への対応	38
第4節 人材・基盤の育成、強化	43
第5節 電子自治体・公共サービスの充実	47

### 第5章 計画推進に向けて

第1節 推進体制	52
第2節 アクションプランの策定	52
第3節 計画の進行管理及び評価	52
第4節 計画の見直し	52

## 第1章 計画の策定

### 第1節 計画の策定趣旨

本県では、平成13年度に情報化推進計画を策定して以降、4期14年にわたり、光ファイバ通信基盤や携帯電話基地局整備などの情報通信基盤整備を中心とした情報化推進に取り組んできました。

東日本大震災においては、通信網の途絶や混雑、停電等による情報通信機器の使用不能などが発生する一方、マスメディアでは網羅しきれない、きめ細かな情報がソーシャルメディアによって送信されるなど新たな取組も数多く行われ、情報通信インフラが私たちの日常生活や経済活動に欠かせないライフラインであることが改めて認識されました。

I C Tは、クラウドサービスの定着、スマートフォンやタブレット端末の急速な普及、ソーシャルメディア利用者の急増など利用拡大が進むとともに、新たな技術開発やサービスが次々と提供されており、県においても様々な課題を解決するツールとして不可欠なものになっています。

そのため、社会経済情勢の変化、情報化の進展、東日本大震災の教訓、国の新たなI T戦略等、地方創生を踏まえ、復興の取組を始め本県が抱える様々な課題の解決に向けてI C Tを効果的かつ積極的に利活用するための指針として、新たな情報化計画を策定することとしました。

### 第2節 計画の位置づけ

本計画は、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」の基本目標<sup>(※1)</sup>及び「福島県復興計画」の基本理念<sup>(※2)</sup>を実現することを目指し、これらの計画の施策と整合を図りながら、本県が抱える様々な課題の解決に向けて県が取り組むI C Tを活用した関連施策の方向性を示すものです。

### 第3節 計画の期間

この計画は、平成27(2015)年度を初年度とし、平成29(2017)年度を目標年度とする3カ年を計画期間とします。

※1 「ふくしま新生プラン」基本目標：夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”

※2 「福島県復興計画」基本理念：

1 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり、2 ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興、3 誇りあるふるさと再生の実現

I C T 関連分野の急速な進展に伴う社会情勢の変化への対応や成果の検証が必要であるとの観点から、当該期間を設定しているものです。

○計画の構成



## 第2章 現状及び課題

### 第1節 取組成果

#### 1 情報化計画のあゆみ

本県では、県の長期総合計画の策定に合わせ、平成13年度から10年間の「ハイクオリティ電子社会ふくしまの創造」を基本目標とした、情報化推進計画を策定しました。

基盤整備を主とした1期・2期の基本計画を経て、平成19年度に見直した第3期からは、基本目標である「ITでつながるふくしまの知恵と心」を実現するため、県民誰もがいつでもどこでもICTを自由に活用してその利便性・有用性を享受し、実感できる高度情報通信社会の実現を目指し、様々な施策を実施してきました。(図表1「情報化計画の歩み」(P.5))

こうした中、平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生し、福島県内では最大震度6強の強い揺れを観測するとともに、太平洋沿岸で大津波が発生し、大きな被害が生じました。この震災では、情報通信インフラにも甚大な被害が発生し、伝送路やアクセス回線の断絶や停電による局舎等の電源枯渇によって通信ができない地域が生じたり、通信量の増大や緊急通報等重要通信確保のための通信規制による混雑が生じたりするなど、県民生活はもとより災害復旧活動にも大きな影響を与えました。

平成24年3月に策定した第4期計画では、こうした状況を踏まえ、東日本大震災からの復旧・復興を念頭に置いた計画としました。

この間に、超高速ブロードバンドサービスや携帯電話は、県内のほとんどの世帯・事業所で利用可能となり、3.9世代携帯電話アクセスサービス(LTE<sup>(※3)</sup>)を利用したスマートフォンやタブレット端末によるインターネットの利用も急速に伸びています。(図表3「ブロードバンド世帯普及率」、図表4「インターネット利用者数、人口普及率」(P.15))

また、平成24年3月31日には東日本大震災の影響のため延期されていたテレビ放送の地上デジタル放送への完全移行が県内でも始まるなど、情報通信基盤や利用環境の整備が進み、県民生活にICTを活かすことが容易になってきました。

インターネットを中心としたICT利活用は、電子商取引を始めとして経済活

---

※3 Long Term Evolution の略。「3.9G」と呼ばれ、高速データ通信を実現する移動体通信の規格。



動全般に欠かせないものとなったほか、個人の生活スタイルの変革にも影響を及ぼしています。

図表 1 情報化計画の歩み

計画・期間	テーマ	主な取組み	成果
第 1 期 H13～ H15 年度	基盤整備	電子県庁の基幹となる基盤整備	県の基幹ネットワーク「うつくしま世界樹」の整備 ほぼ全職員に対するパソコンの配備
第 2 期 H16～ H18 年度	基盤整備 ソフトウェア	電子県庁の基幹となるソフトウェア基盤の整備 地域における通信環境の整備	電子自治体の構築 地域の情報通信環境の整備促進 IT を活用した暮らしの充実と地域活性化の推進 情報セキュリティの確保と新たな検討課題への対応
第 3 期 H19～ H22 年度	基盤整備 開かれた電子自治体 IT を活用した産業振興 IT を活用した県民生活の充実	情報通信基盤の整備促進 電子県庁の推進 ・ 県民利便性・行政サービス向上 ・ ICT を活用した業務改革	情報化の基本的問題の解決 ・ 情報通信基盤の整備促進 ・ 情報リテラシーの向上 電子県庁の推進 ・ 各行政分野での情報化推進
第 4 期 H23～ H26 年度	ICT の活用	情報通信格差の解消 地上デジタル放送化への対応 電子県庁の推進 新たな技術・サービスへの対応	地域の情報通信環境整備の充実 教育現場への ICT の導入 震災からの復旧・復興をアピールする情報発信 ICT 関連産業の振興 ICT 人材育成 災害対応力 (BCP) の向上

## 2 前計画の取組成果

第 4 期計画では、東日本大震災・原子力災害を機に計画が全面的に見直された県の最上位計画である福島県総合計画「ふくしま新生プラン」と、福島県復興計画で描いた将来の姿を実現するため、両計画に掲げる以下の分野の施策に連動した取組を行ってきました。

「人と地域が輝くふくしま」(人、教育、文化、地域)

「活力に満ちたふくしま」(産業、交流)

「安全・安心に支えられたふくしま」(保健、医療、福祉、防災)

「思いやりにあふれたふくしま」(環境、社会)

「福島県復興計画に描かれたふくしま」(絆、基盤)

主な成果は以下のとおりです。

### (1) 人と地域が輝くふくしま (人、教育、文化、地域)

情報リテラシーの向上については、子どもたちに情報化社会を主体的に生きていくための能力を身につけさせることが必要であることから、学校において I C T を活用した学習活動や情報セキュリティ、情報モラルに関する授業を実施するとともに、教育センターにおいて指導力向上講座を開催し、教員の資質向上を図りました。

また、インターネットを活用したライブ授業や e ラーニングを実施し、中山間地域における教育環境の充実を図りました。

県とふくしま I C T 利活用推進協議会<sup>(※4)</sup>では、避難を余儀なくされている住民や高齢者を対象としたパソコン教室を開催するなど、リテラシーの向上を図りました。

情報通信基盤の整備については、光ファイバ網によるブロードバンドネットワークや携帯電話基地局整備について、採算性等の問題から民間通信事業者による取組が期待しにくい地域では、国や県の補助事業を活用して市町村が主体的に整備を進めてきた結果、ブロードバンド世帯カバー率は、平成 26 年 3 月には 100% になっており、携帯電話通話エリアの世帯カバー率も平成 26 年 5 月 1 日現在、99.83% に達しています。

特に、津波や地震で被災した光ファイバ網については、いわき市や広野町などにおいて、国の補助事業を活用した復旧事業が行われました。

また、避難指示区域が解除された田村市及び川内村においては、事業者の協力もあって携帯電話通話エリアの拡大が進み、住民の帰還に向けた生活環境の確保が図られました。

平成 24 年 3 月 31 日に放送開始となった地上デジタル放送については、約 2 万 4 千世帯あった難視世帯について、避難指示区域等を除き難視地区の解消が図られました。

---

※4 福島県内の産学官が協力、連携して県全体の高度情報化の推進を図り、もって I C T を利活用した県民生活の向上や産業振興など地域の活性化に寄与することを目的としている団体で、福島県をはじめ県内の自治体、各種団体、企業 141 団体 (平成 27 年 1 月現在) が会員となっております。

## (2) 活力に満ちたふくしま (産業、交流)

光ファイバ網や L T E 等の整備による回線速度や容量の向上、スマートフォンなどの普及によって、多くの情報をやりとりすることが可能となっていることから、オンラインショップ「キビタン市場」の運営や大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン等を実施し販路の拡大や観光誘客に努めたほか、消費者と農林漁業者を対象としたメールマガジンの配信等を行いました。

また、企業立地補助金等により県内のデータセンターの建設及びそれに伴う雇用の創出に対して支援を行いました。

## (3) 安全・安心に支えられたふくしま (保健、医療、福祉、防災)

東日本大震災の教訓を踏まえ、主要機器の二重化や非常用電源による停電対策など、信頼性と耐災害性を向上させた総合情報通信ネットワークシステムの整備、会津・南会津地域の医療機関を結び診療情報を共有する地域医療連携ネットワークシステムの構築などを行いました。

また、米・野菜・果物等の放射性物質検査に関する安全管理システムを確立し正確な情報発信を行うなど、県産農林水産物の安全・安心の確保と風評の払拭に努めました。

## (4) 思いやりにあふれたふくしま (環境、社会)

県ホームページの管理システム更新に合わせ、各部署のホームページが JIS X 8341-3:2010<sup>(※5)</sup> や総務省「みんなの公共サイト運用モデル」に準拠したウェブアクセシビリティとなるよう、自動的にチェックするシステムを導入したほか、電子入札、申請届出オンラインシステム及び「うつくしま、ふくしまマップ」の運用等により、県民の利便性向上と負担軽減を図りました。

また、避難を余儀なくされている方々を対象としたパソコン教室等においては、同年代のアクティブシニア ( I C T 利活用に積極的な高齢者 ) に指導いただき、 I C T を趣味に役立てる方法等も伝授しました。

---

※5 日本工業規格 JIS X 8341-3:2010「高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第 3 部 : ウェブコンテンツ」 県のホームページでは、高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとなるよう、職員がホームページ管理システムを利用してページを作成する際のガイドライン (福島県ウェブアクセシビリティガイドライン) を策定し、ウェブアクセシビリティに配慮したページの作成を行っている。

### (5) 福島県復興計画に描かれたふくしま (絆、基盤)

県内各所で測定した空間線量率や農林水産物等の放射性物質検査に関する情報を迅速に公開・発信するとともに、「応援したくなる福島」「訪れたくなる福島」にイメージを転換するために、情報発信戦略に基づき、ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) も活用しながらふくしまの「魅力」と「今」を伝える情報発信を行いました。

また、県内外に避難されている住民にデジタルフォトフレームやタブレット端末を活用した、空間線量率や様々な支援情報、ふるさとの風景などを提供する市町村の電子回覧板の取組を支援しました。

県情報通信ネットワークについては、回線の二重化、携帯電話回線を用いた臨時回線の設置、ネットワーク接続パソコンの設定作業の自動化など、非常時でも止まらない通信インフラを整備しました。東日本大震災の際にアクセスが集中した県ホームページについては、アクセスが集中しても閲覧を可能とするシステムを導入しました。また、各合同庁舎に災害情報を無線 LAN で県民に提供するシステムを構築しました。

さらに、県庁内の各種システムについては、ICT部門の業務継続計画 (BCP) を策定するとともに、業務継続の重要性を踏まえ、庶務システムや財務会計システム等比較的大きなシステムをデータセンターに移設したほか、老朽化したシステムについては更新を実施しました。

情報化の取組による主要な成果は図表 2 のとおりです。

図表2 前計画の取組成果

<p>人と地域が輝く ふくしま</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業</li> <li>○光ファイバ通信基盤整備促進事業</li> <li>○地上デジタル放送共聴施設整備支援事業</li> <li>○中山間地域インターネット活用学力向上支援事業（ライブ授業、eラーニング）</li> <li>○教育センター研修事業（情報セキュリティ対応講座、I C T 活用指導力向上講座）</li> <li>○リテラシー向上事業（パソコン教室等の開催）</li> </ul>
<p>活かに満ちた ふくしま</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○I C T による広域連携商業ネットワーク整備事業（被災地域の買い物環境整備）</li> <li>○会津地域産学官連携型 I T 雇用創出事業（地元 I T 企業による技術者養成講座）</li> <li>○ごちそうふくしま絆づくり推進事業（消費者や農林漁業者を対象にメールマガジンを配信）</li> <li>○オンラインショップ運営事業（風評払拭や販路開拓のためのオンラインショップ）</li> <li>○大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業</li> <li>○企業立地補助金（データセンター建設支援）</li> </ul>
<p>安全安心に支えられた ふくしま</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合情報通信ネットワーク事業（県庁、出先機関、市町村、消防本部及び防災機関で災害情報を収集・配信）</li> <li>○ふくしまの恵み販売力強化事業（Web による情報発信など）</li> <li>○総合医療情報システム運営事業</li> <li>○地域医療連携ネットワークシステム導入事業（会津・南会津医療圏の連携）</li> <li>○防災事務連絡システム（被害状況等の収集・伝達・共有化、避難情報の提供）</li> </ul>
<p>思いやりにあふれた ふくしま</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コンテンツマネジメントシステム更新事業</li> <li>○インターネット広報広聴事業</li> <li>○電子入札推進事業</li> <li>○申請・届出オンライン化事業</li> <li>○うつくしま、ふくしまマップホームページ掲載事業</li> <li>○点字即時情報ネットワーク事業</li> </ul>
<p>福島県復興計画に描かれた ふくしま</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「新生ふくしま」戦略的情報発信事業</li> <li>○ふるさとの絆電子回覧板事業</li> <li>○「ふくしまからはじめよう」動画発信事業</li> <li>○避難者情報データベース事業</li> <li>○除染情報プラザからの情報発信</li> <li>○I C T 部門の B C P 計画策定</li> <li>○総合情報通信ネットワーク事業（再掲）</li> <li>○総合行政ネットワーク事業（L G W A N）</li> <li>○情報通信基盤運営事業（グループウェアの更新）</li> <li>○税務システムの改善</li> <li>○建設業管理システム運営事業</li> <li>○農林土木事業管理システムの運用</li> <li>○企業局財務会計システム運用事業</li> <li>○病院局財務会計システム整備事業</li> <li>○うつくしま教育ネットワーク事業</li> <li>○県立学校 I T 環境整備事業（教員系 P C の整備）</li> <li>○県立博物館 I T 化事業（収蔵資料のデータベース化）</li> <li>○県立図書館情報ネットワーク推進事業（県立図書館と市町村図書館を連携）</li> </ul>

## 第2節 情報化に関する当面の課題

第4期計画の分野毎に整理した課題は、以下のとおりです。

### (1) 人と地域が輝くふくしま

子どもたちが情報化社会を生き抜く力を育むため、教育現場での I C T の一層の利活用促進や、情報モラル・情報リテラシーの向上を図っていくことが必要です。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示区域等の地域については、帰還に向けた環境整備を進めるため、地上デジタル放送の視聴や携帯電話の通話エリアを確保するための取組が必要です。

また、光ファイバ網については、会津若松市、郡山市、いわき市における未整備地区の解消や原発避難指示区域における復旧が必要になるほか、市町村が整備した光ファイバ網の更新時期が数年後に到来することから、そのための財源確保や一層の利活用が課題となります。

過疎・中山間地域における携帯電話不通話エリアの解消については、居住地域のみならず、地域振興や安全確保の観点から観光地、峠道、トンネル等での整備が求められています。

### (2) 活気に満ちたふくしま

本県産業の持続的な発展に向けて、地域経済の核となる中小企業の復興は欠かせません。今後も I C T を活用した中小企業等の事業継続・再開などに対する積極的な支援が必要です。

県内では工場の新増設の動きが急増していますが、データセンター等が東京圏に一極集中する中、東日本大震災を契機にその分散の必要性が高まっていることから、I C T 関連企業等の県内への誘致を促進し、雇用の創出を図ることが求められています。

また、農林水産物や県産品の販路拡大、観光誘客に向けて、効果的な情報発信が必要になっています。

### (3) 安全・安心に支えられたふくしま

食の安全性などに関する正確な情報発信を継続して行っていくことが必要です。

また、I C T による医療連携ネットワークの整備によって患者の情報を相互に有効活用する取組や、地域防災機能の更なる強化を図り、県民の安全を守ることが必要です。

#### (4) 思いやりにあふれたふくしま

県ホームページのアクセシビリティの向上や福祉関係ホームページの機能拡大、申請・届出オンラインシステムの充実など、様々な情報通信機器や技術の進展に合わせた、継続的な利便性向上・拡充の取組が必要です。

#### (5) 福島県復興計画に描かれたふくしま

避難指示のため役場機能を移転したままの町村もあり、防災、医療、福祉等を総合的に情報提供できる仕組みを構築するなど、安心して暮らせる I C T による復興まちづくりが求められます。

また、避難を余儀なくされている方々が依然として 12 万人を超えていることから、ふるさと情報や行政情報など様々な情報発信について継続的な取組が必要です。

さらに、SNS や動画コンテンツを活用し、風評払拭のためのふくしまならではの効果的でタイムリーな情報発信が必要となっています。

電子県庁の推進では、仮想化技術を活用したサーバーの統合などによる全体最適化や、日々、高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対する情報セキュリティ対策が必要となっています。また、社会保障・税番号制度<sup>(※6)</sup>に対する情報システムの新設・改修やその利活用についても的確に対応していくことが求められています。

### 第3節 本県を取り巻く社会経済情勢

#### (1) 東日本大震災及び原子力災害の発生

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び原子力災害は、本県に甚大な被害をもたらしました。多くの県民が県内外に避難を余儀なくされ、また、製造業、農林水産業、観光関連産業などが大きく落ち込み、復興に向け懸命の努力が続けられていますが、風評は今も続いています。国内では集中豪雨、噴火、豪雪などの自然災害も頻発しています。

#### (2) 人口減少・少子高齢化社会の急激な進行

※6 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）（平成 25 年 5 月 31 日公布）」番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

我が国は一層少子高齢化が進行するとともに、本格的な人口減少社会に突入しており、生産年齢人口の減少や経済社会の持続的な発展への影響が懸念されています。本県の人口も平成10年1月の213万8千人をピークに減少し始め、東日本大震災及び原発災害により、特に若い世代を中心に県外への人口流出が進んだことから、平成26年12月現在では約193万6千人となっています。

### (3) グローバル化の進展

貿易の自由化、国境を越えた経済活動の拡大などにより世界経済の一体化が進出し、また、アジア地域が急激な経済発展を遂げる一方、欧州などの先進国における経済停滞などを背景に多極化が進行しており、情報通信機械や電子部品など外需への依存度が高い県内企業が大きな影響を受けています。

### (4) 資源・エネルギー問題への関心の高まり

新興諸国における経済成長等によりエネルギー資源の需要が増加しており、また、原子力発電所の事故を受けて、エネルギー政策をめぐる議論が活発化しています。また、県内外において太陽光発電などの再生可能エネルギーが重要視され、導入促進や研究、エネルギーマネジメントなどの取組が進められています。

### (5) ライフスタイルの変化

社会環境の変化に伴って、ライフスタイルが変化しています。

また、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、安心して快適に暮らすことができる生活環境づくりが進められています。

## 第4節 情報化の進展

I C Tは急速な技術的発展により、今やあらゆる分野・領域に活用できる必要不可欠な基盤・道具として経済を成長させる原動力となるとともに、社会生活を大きく変えようとしています。

このような背景には、光回線の大容量化など大容量・高速通信を可能とするインターネットの社会基盤化により、クラウド・コンピューティング<sup>(※7)</sup>という新たな情報処理技術の利用形態が一般化したことがあります。加えて、携帯電話回線の高

---

※7 データサービスやインターネット技術等が、ネットワーク上にあるサーバー群（クラウド（雲））にあり、ユーザーは今までのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態。



速化 (L T E) により、持ち運び自由な情報端末であるスマートデバイスが急激に普及し、県民にとっても情報の利活用に対する考え方や感覚を大きく変化させ続けています。

情報システムのクラウド化の進展により、膨大な情報処理能力を容易に獲得することが可能となっており、ビッグデータ<sup>(※8)</sup> やオープンデータ<sup>(※9)</sup>という言葉に集約されるように、社会の中に大量に存在・流通・蓄積されるデータの活用による新たなビジネスの創造や利便性の高いサービスの提供などに対する期待感が高まっています。

データの収集を可能とするセンサーも小型化、低消費電力化、低価格化により普及が進んでおり、ウェアラブル端末に代表される新たな情報端末の登場や M 2 M<sup>(※10)</sup>、I o T<sup>(※11)</sup> 技術の進化により、自動車や住宅といったこれまでは通信とは縁遠いものと思われてきたものが通信と密接な存在となることで、新たなサービスが生み出されると予想されています。

また、それまで主流であった従来型携帯電話からスマートフォンへの移行や、パソコンからタブレット端末への移行が進んでいます。(図表5「情報通信機器の普及」(P.16)) このことは、単なる機器の変更にとどまらず、提供されるサービスの変化・多様化や情報利活用に変化をもたらしています。フェイスブックやツイッター、LINEをはじめとする SNS の爆発的な普及により、人と人とのコミュニケーションの有り様が変わっているだけでなく、ビジネス分野においても、これらを活用したサービスの提供が行われています。

一方、個人情報の漏えい事故の報道は後を絶たず、高度情報化社会への急速な移行は情報漏えいリスク管理の複雑化をもたらし、個人のみならず地方自治体、企業あるいは国家レベルに至るまで、これまで以上に適切な情報管理が求められています。

I C T の進展により快適で便利な生活が送れるようになった反面、コンピュータやネットワーク等を悪用した「サイバー犯罪」の高度化・巧妙化や迷惑メール・悪質サイトによる有害情報の氾濫、アプリケーション等の誤設定による予期せぬ情報

※8 利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれた GPS (全地球測位システム) から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなど、ボリュームが膨大であると共に、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群。

※9 政府や地方公共団体が統計・行政などのデータを二次利用しやすい形で公開すること。

※10 Machine-to-Machine の略。ネットワークに繋がれた機械同士が人間を介在せずに相互に情報交換し、自動的に最適な制御が行われるシステムのこと。

※11 Internet of Things の略。モノのインターネット。PC やスマートフォンに限らず、センサー、家電、車など様々なモノがインターネットで繋がること。

流出の発生など、様々な社会問題も顕在化してきており、複雑化した情報社会において安全に情報を活用するためには、一人一人が情報モラルを身につけることが重要となっています。

地方自治体においては、このような I C T 分野の急速な技術的发展や情報の利活用の変化等に迅速に対応し、公共サービスにも活用していくことが必要となっており、また、情報セキュリティへの適切な対応が求められています。

図表3 ブロードバンド世帯普及率(平成26年9月末現在)

平成26年9月末現在の全国平均のブロードバンドの世帯普及率(LTEを除く)は82.9%と、前年同期の77.5%と比較して、5.4ポイント増となっています。

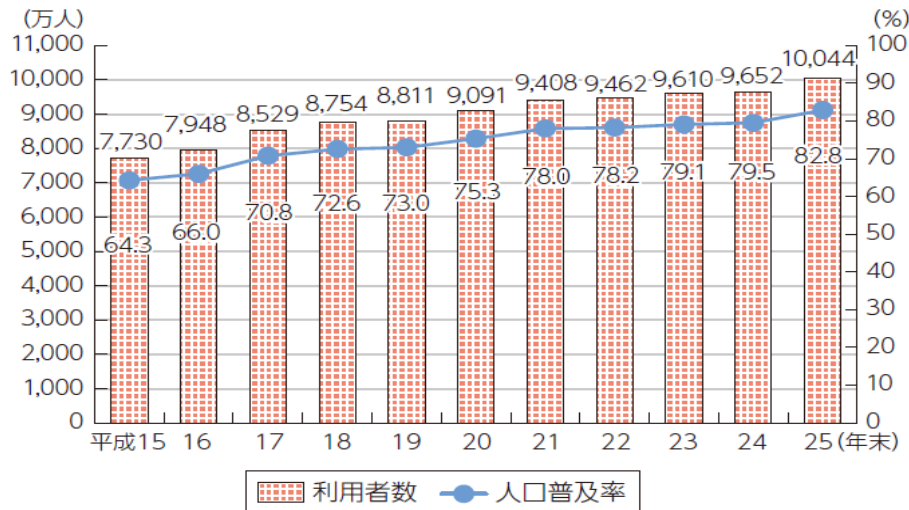
本県は、69.2%と前年同期(63.1%)と比較して、6.1ポイント増と、増加幅が大きくなっています。

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	東北合計	全国合計
FTTH	202,339 (34.6%)	214,565 (41.6%)	480,208 (50.5%)	168,489 (39.6%)	200,848 (49.3%)	365,468 (48.1%)	1,631,917 (44.8%)	26,003,056 (46.5%)
DSL	47,946 (8.2%)	43,479 (8.4%)	68,701 (7.2%)	32,567 (7.7%)	34,393 (8.4%)	56,869 (7.5%)	283,955 (7.8%)	4,070,566 (7.3%)
CATV	13,240 (2.3%)	10,322 (2.0%)	55,220 (5.8%)	23,451 (5.5%)	13,832 (3.4%)	0 (0.0%)	116,065 (3.2%)	5,971,322 (10.7%)
FWA	1	68	15	0	0	55	139	7,387
BWA	57,600 (9.8%)	51,231 (9.9%)	154,866 (16.3%)	40,909 (9.6%)	49,716 (12.2%)	103,465 (13.6%)	457,787 (12.6%)	10,339,976 (18.5%)
合計	321,126 (54.9%)	319,665 (62.0%)	759,010 (79.8%)	265,416 (62.4%)	298,789 (73.3%)	525,857 (69.2%)	2,489,863 (68.3%)	46,392,307 (82.9%)

※1 上段は東北総合通信局発表の各ブロードバンドサービスの契約数(平成26年9月末現在)  
 ※2 世帯普及率の母数となる世帯数は、総務省自治行政局発表の住民基本台帳に基づく世帯数(平成26年1月1日現在)による。  
 ※3 FWAは契約数が少数のため世帯普及率は省略。  
 ※4 平成25年3月末集計から、総務省では「ブロードバンド」の内訳に3、9G携帯データサービスを加えたが、各世帯のブロードバンド契約と重複すると考えられることからこの表には含まない。  
 (総務省東北総合通信局公表資料より作成)

図表4 インターネット利用者数、人口普及率

平成25年末の我が国のインターネット利用者数<sup>※12</sup>は、平成24年末より392万人増加して1億44万人(前年比4.1%増)、人口普及率は82.8%(前年差3.3ポイント増)となりました。



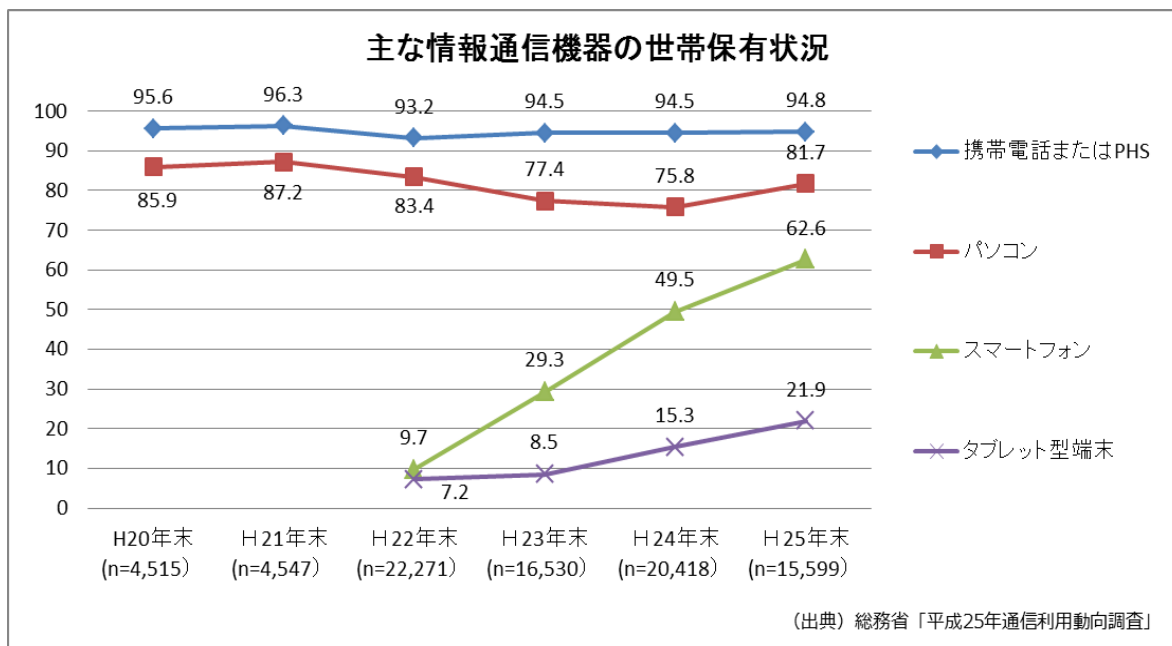
(出典) 総務省「平成25年通信利用動向調査」

※12 ①調査対象年齢は6歳以上。②インターネット利用者数(推計)は、6歳以上で、調査対象年の1年間に、インターネットを利用したことがある者を対象として行った本調査の結果からの推計値。インターネット接続機器については、パソコン、携帯電話・PHS、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機等あらゆるものを含み(当該機器を所有しているか否かは問わない。)、利用目的等についても、個人的な利用、仕事上の利用、学校での利用等あらゆるものを含む。③インターネット利用者数は、6歳以上の推計人口(国勢調査結果及び生命表等を用いて推計)に本調査で得られた6歳以上のインターネット利用率を乗じて算出④通信利用動向調査については、無回答を除いて算出している(ただし、図表情報通信端末の世帯保有率の推移を除く)。

図表5 情報通信機器の普及

平成25年末の情報通信機器の普及状況をみると、「携帯電話・PHS<sup>(※13)</sup>」及び「パソコン」の世帯普及率は、それぞれ94.8%、81.7%となっています。

また、「携帯電話・PHS」の内数である「スマートフォン<sup>(※14)</sup>」は、62.6%（前年比13.1ポイント増）と急速に普及が進んでいます。



※13 「携帯電話・PHS」には、平成21年末から平成24年末までは携帯情報端末（PDA）も含めて調査し、平成22年末以降はスマートフォンを内数として含む。なお、スマートフォンを除いた場合の保有率は76.5%である。

※14 「スマートフォン」は「携帯電話・PHS」の再掲である。

## 第5節 国の動向

### 1 国の情報化政策の動向

1990年代以降、世界中でインターネットが急速に普及し、世界各国において情報通信基盤の整備が国家戦略として進められる一方、我が国においても、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的に、平成13年に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」が施行されました。IT基本法により設置された「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）」は、同年、5年以内に世界最先端のIT国家になることを目標に「e-Japan戦略」を策定、さらに、平成15年に「e-Japan戦略Ⅱ」を策定し、その結果、情報通信基盤の整備が飛躍的に促進されました。平成18年に策定した「IT新改革戦略」は、「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できるユビキタス社会の実現」を目的とし、より一層情報通信基盤の整備が促進されました。

情報通信基盤の整備が進展する一方、それまでのIT政策は技術優先指向とサービス供給側の論理に偏っていたとの反省から、国民（利用者）の視点に立った人間中心のデジタル社会の実現を図るため、平成21年、「i-Japan戦略2015」が策定されました。

さらに、平成22年には、政府・提供者が主導する社会から納税者・消費者である国民が主導する新たな国民主権の社会が早期に確立されるよう、「新たな情報通信技術戦略」が策定されました。

これまでの取組により、日本はインフラ整備においては世界最高水準となり、その後、IT利活用を中心に政策を進めてきましたが、多くの国民がその成果を実感するには至らず、国際的にみても、日本は世界最先端のIT国家としての地位を失いました。

このことから、平成25年1月、IT政策の立て直しに関する内閣総理大臣からの指示を受け、平成25年3月よりIT総合戦略本部の下に「IT戦略起草委員会」を設置して検討を行い、同年6月、世界最高水準のIT社会をIT利活用においても実現することを目指した、「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定されました。

この「世界最先端IT国家創造宣言」では、2020年までの5年程度の期間に、世界最高水準のIT利活用社会の実現とその成果を国際展開することを目指し、また、東日本大震災からの復興の加速化にも資するよう、デジタル技術における急速な技術革新とグローバルな情報社会の進展を踏まえ、目指すべき社

会・姿を明らかにし、その実現に必要な取組を官民挙げて推進することとしています。

「世界最先端 I T 国家創造宣言」は、平成 26 年 6 月に変更されています。

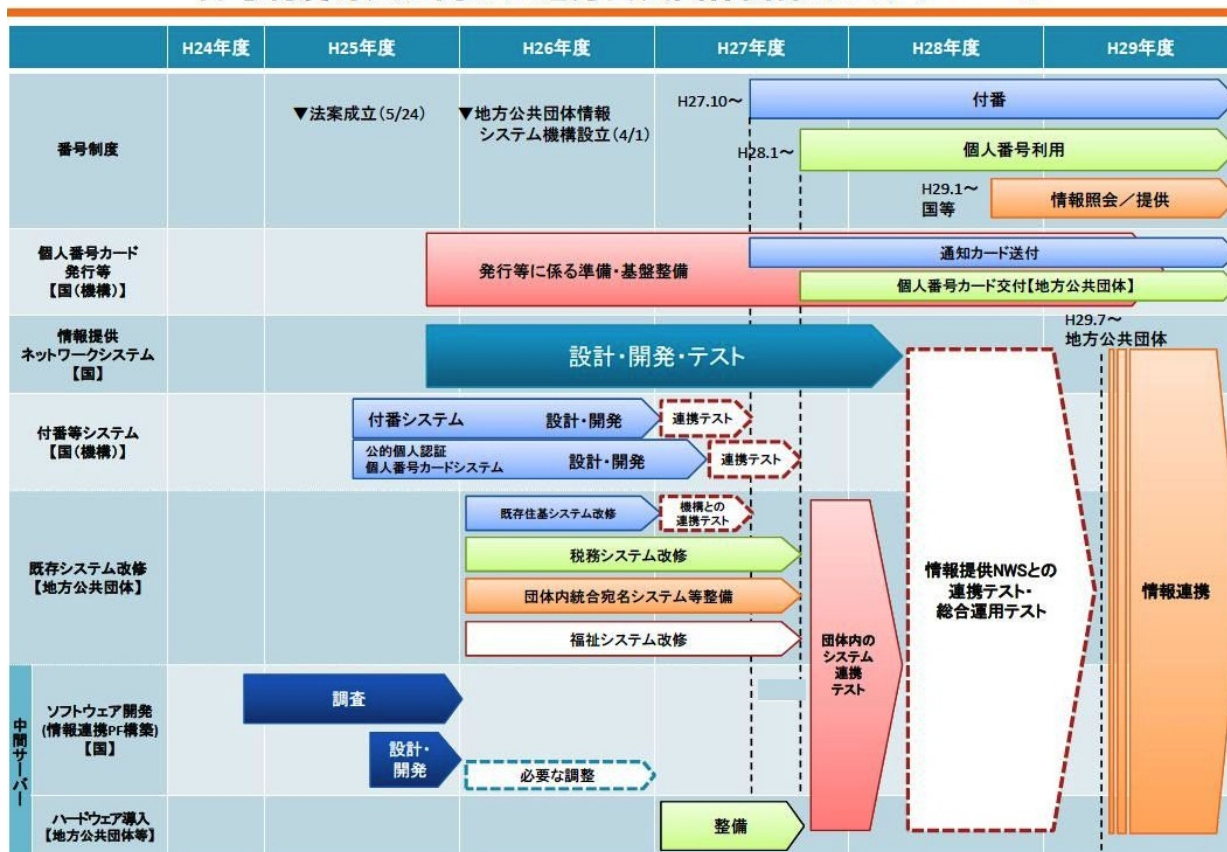
## 2 マイナンバー制度の導入

平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）のほか、関連法が成立しました。

これらの法律によってマイナンバー制度が導入され、新たに国民一人一人に番号を付番し、社会保障制度、税制、災害対策の分野において、個人情報保護に十分配慮しつつ、国と地方公共団体等が、効率的な本人の確認や記録の管理、迅速な情報連携を行うことにより、的確な社会保障給付や公平な税の徴収、申請等の添付書類の削減が図られ、行政の効率性・透明性の向上と住民にとって利便性の高い公正・公平な社会の実現が期待されています。

また、預金口座のマイナンバーの付番や医療分野等における利用範囲の拡充等を行うため、マイナンバー法の改正も検討されています。

### 番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール



(出典：総務省「番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール (平成 25 年 11 月 7 日)」)

### 3 自治体クラウドの推進

「世界最先端 I T 国家創造宣言」においては、「目指すべき社会・姿を実現するための取組」として、「国・地方を通じた行政情報システムの改革」が掲げられ、地方自治体の具体的な取組として「自治体クラウドも、番号制度導入までの今後 4 年間で集中取組期間と位置付け、番号制度の導入と併せて共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組を加速する。」とされています。

### 4 「I C T 成長戦略 II (スマート・ジャパン I C T 戦略)」

総務省の取りまとめた「I C T 成長戦略 II (スマート・ジャパン I C T 戦略)」においては、I C T を活用して様々なモノ、サービスを繋げることにより、新たなイノベーションを創出することを目指して、G 空間<sup>(※15)</sup> プラットフォーム、I C T 街づくりプラットフォーム、ビッグデータ・オープンデータの活用、無料公衆無線 L A N 整備の促進、4 K / 8 K<sup>(※16)</sup> 利活用推進、及びユビキタスネットワークの整備など、プラットフォームやインフラなどについて共通基盤の整備や相互活用などにより、「地域の活性化」「社会的課題解決」に取り組むとされています。

### 5 オープンデータ・ビッグデータの活用

企業では、すでに顧客情報やソーシャルメディア等から得られる膨大な情報(ビッグデータ)を収集・分析し新たなビジネスを創出しようとする動きが始まっています。

また、オープンデータについては、国・地方自治体が有する公共データが、信頼性の高いデータとして民間でのニーズが高いことから、二次利用可能なデータ形式で、原則として民間開放する動きが加速しています。さらに、オープンデータとビッグデータの組み合わせにより新サービス等が創出され、企業活動や消費者行動にイノベーションがもたらされることが期待されることから、国では、その実現に向けた環境整備を進めています。併せて、オープンデータやビッグデータのうち利用価値が高いとされているパーソナルデータの利活用を円滑にするために、個人情報保護法の改正も検討されています。

※15 地理空間と同義。地理空間情報は地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)において、位置情報(空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報(当該情報に係る時点に関する情報を含む。))及び位置情報に関連づけられた情報と定義されている。

※16 既存のフルハイビジョンの4倍、8倍の画素の解像度を持つ高精細液晶パネルの液晶テレビの総称

## 6 イノベーション・コースト構想

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い避難区域が設定された福島県内 12 市町村の復旧・復興を進めるための「避難解除等区域復興再生計画」として、浜通り地方にロボットの研究開発拠点などを整備する「福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想」が国において決定され、「ロボット研究・実証拠点整備等に関する検討会」など 3 つの検討会の下、具体的・技術的な検討が行われているほか、農林水産業やエネルギー関連分野でも先進的な取組が実施に移され、浜通り地方の復興のエンジンとなることが期待されています。

## 7 まち・ひと・しごと創生<sup>(※17)</sup>

平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。

この法律では、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することとされており、国の総合戦略では、農業、医療、教育、防災など各分野で地域が直面する課題解決に貢献し、各地域の産業や行政の効率化、生産性向上を通じて地域の活性化に資する I C T の利活用を推進するとしています。

---

※17 (まち・ひと・しごと創生法案の提案理由及び要旨：第 187 回国会 地方創生に関する特別委員会 第 2 号 (平成 26 年 10 月 14 日)) 我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、小さな村落から大都市まで、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について、育成を含め確保を図ること及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することの一体的な推進、すなわち、まち・ひと・しごと創生が重要となっております。



## 第3章 基本目標と施策の柱

### 第1節 基本目標

情報通信とは、物理的に離れた二つの点を線で繋ぎ情報を伝達することです。それが、インターネットの急速な普及と共に、情報通信ネットワークが世界中に網の目のように広がり、I C T の発展は時間、距離、場所を克服した様々な情報伝達を可能にしました。

I C T は、基本的には全ての分野に活用可能な道具であり手段です。技術革新のスピードが早い中、私たちがこの I C T の恩恵を享受するためには、I C T を使いこなせるようにするだけでなく、政策・制度面の整備、情報通信インフラの整備、技術者の育成、セキュリティの確保など、常に情報化社会の一步先を見据えた対応が必要です。

私たちは、人と人とのつながりが輪となることで、みんなに笑顔と元気が広がり、そして、互いを思いやることで気持ちを通じ合う情報化社会を目指して、また、すべての人が安全で安心して、便利で快適に暮らすことのできるふくしまを創生するために、『I C T でつながる 広がる 通じ合う“ふくしま創生”』を基本目標に掲げ、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」や福島県復興計画に掲げた復興・再生の取組を始めとして、様々な分野で I C T を利活用するための施策を推進していきます。

### 第2節 施策の柱

基本目標を実現するために、次の5つの柱を基に県民視点による施策を積極的に展開していきます。

#### 1 復興への取組 ～東日本大震災・原子力災害からの復興の推進～

東日本大震災とその後の原子力発電所事故から4年を経て、避難指示区域の解除、常磐自動車道の全線開通など公共インフラの復旧・整備や復興公営住宅の入居、新增設する工場の増加、研究開発拠点の整備など、県内各地で復興に向けた明るい話題が増えてきました。

情報通信分野においても、情報通信ネットワークの冗長化、情報システムの対災害性の高い仕組みの再構築、震災の記録を次世代へ伝える活動など、震災が残した教訓を生かした取組が行われています。

しかしながら、現在でも県内外に約12万人の住民が避難を余儀なくされ不自由な生活を強いられており、観光客数や農林水産物産出額が震災前の水準には戻っていないなど、復興の取組はまだ道半ばです。

そのため、避難解除区域等の復興を支え、帰還等に向けた生活環境の整備を行うために、地上デジタル放送の受信対策や携帯電話基地局整備などの情報通信基盤の整備を支援します。

また、原子力に依存しない持続的に発展可能な社会を推進するため、I C Tを活用したエネルギー利用効率に配慮したまちづくりを推進します。

故郷を離れて県内外に避難を余儀なくされている人々が互いを支え合う“絆”という心の結びつきの再生・発展に取り組む市町村を支援します。

「ふくしま」の復興の動きなどプラスのイメージを国内外に幅広く伝え、本県に親しみを感じ前向きな意識を持って、本県に旅行し、農林水産物や県産品を購入いただけるよう、ふくしまならではの情報発信をしていきます。

#### 【施策の分野と推進項目】

##### (1) 復興まちづくり

・復興まちづくりの推進

##### (2) 絆の再生・発展

・ふるさとの絆の維持・再生

##### (3) 戦略的情報発信

・伝わる情報発信の推進

## 2 産業振興・地域活性化 ～活気に満ち、新しい技術・サービスを育む社会～

本県の復興を加速するためには、より多くの人々が夢や希望に向かって人生を切り開いていくためのしっかりした経済的な基盤を築いていくことが重要です。また、東日本大震災をきっかけとして、大規模災害時における I C T の利活用の観点から、東京圏に集中するデータセンター等の地域分散が叫ばれています。

そのため、I C T を利活用した地域産業の活性化や雇用の創出に加え、I C T 関連企業やベンチャー企業の誘致も重要です。

また、東日本大震災前の水準には戻っていない、観光や農林水産業の活性化を図るため、インターネット等の情報発信機能を最大限に活用し、正確な情報を積極的に P R していきます。

農業従事者の高齢化・人材不足が深刻さを増していることから、最新の I C T を活用したスマート農業にも積極的に挑戦していきます。

産学官の連携により I C T に関連する未来を先取りしたアイデアや技術を持つベンチャー企業を発掘・育成して、人と地域が元気に成長する社会を目指しま

す。

行政が保有する統計情報等の公共データや、企業等が保有する顧客情報等、社会や市場に存在する膨大なデータを相互に結び付け、活用することにより、地域の特性を生かした新サービスや新ビジネスの創出を図ります。

【施策の分野と推進項目】

(1) 企業誘致・支援

- ・ I C T 関連企業立地、中小企業支援

(2) 観光・農林水産業

- ・ 観光、農林水産業等における I C T の利活用推進
- ・ スマート農業の推進

(3) 雇用形態の多様化

- ・ 新しいワークスタイルの支援

(4) 新産業・新サービス

- ・ オープンデータ・ビッグデータの利活用推進

**3 安全・安心、防災への対応 ～健康で安全に安心して暮らせる、環境に優しい社会～**

原子力災害による放射線の影響にいまだ不安を抱える県民が多く、また、地域によっては医療従事者の不足等により十分なサービスが受けられないという現状もあります。

また、本県は、原子力に依存しない県づくりを県政の基本方針としています。そのためには、すべての県民が健康で安全に安心して暮らすことができる、環境に優しい社会を築いていくことが重要です。

I C T を活用し、保健・医療・福祉の様々な機関が連携する取組を推進し、効果的・効率的なサービスの提供を促進します。

また、震災の教訓を踏まえて、防災、減災などの分野でも I C T を積極的に利活用することで、災害に強い安全で安心な県土の実現を目指します。

I C T の利活用により犯罪や交通事故を防ぎ、県民誰もが健康で安全・安心に暮らせるユニバーサルな社会システムと安全で経済的な社会インフラの構築を目指します。

さらに、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な循環型社会を目指し、スマートコミュニティを推進します。

【施策の分野と推進項目】

- (1) 保健・医療・福祉
  - ・ I C T を活用した保健・医療・福祉の取組
- (2) 防災・減災
  - ・ 防災情報システムの整備
- (3) 社会インフラ
  - ・ I C T を活用した社会インフラの整備、維持管理
- (4) エネルギー・環境
  - ・ スマートコミュニティの推進

**4 人材・基盤の育成、強化 ～情報リテラシーが高く、未来を支える人材を育む、便利で快適な社会～**

I C T を利活用できる地域社会を実現するためには、それをけん引する人材、それを支える人材<sup>(※18)</sup>、そして地域で活躍する人材が必要です。

県民全体の情報活用能力の向上を実現するには、子どもから学生、社会人、高齢者と段階に応じた情報教育、及び学習環境の充実が必要です。

その際、特に初等・中等教育段階における情報リテラシー教育の充実に努め、I C T に対する興味を育むとともに、I C T を活用して多様化する課題に創造的に取り組む力を育成すると同時に、複雑化した情報化社会において安全に情報を活用するための情報モラルを身につけることが重要です。

I C T は急速に高度化・多様化しており、対応する専門的な知識及び技術を有する人材の育成と拡充が求められています。このため、I C T による社会課題の解決や県の競争力の強化等に寄与する人材を育成するために高度な I C T 教育の取組を推進し、本県の復興に寄与する研究・開発を担う I C T 人材の充実を目指します。

ブロードバンドサービスや携帯電話等の情報通信基盤は、企業活動や人々の生活において不可欠な社会インフラです。

光ファイバ網を中心としたブロードバンドネットワークや携帯電話の利用可

---

※18 「創造的 IT 人材育成方針」平成 25 年 12 月、IT 総合戦略本部新戦略推進専門調査会人材育成分科会により策定された、府省横断的な IT 人材育成施策の実行計画。ここで「高度な IT 人材」とは「IT 利活用社会をけん引する人材」と「IT 利活用社会を支える人材」の 2 つに大別され、前者は、先導的・指導的な IT 人材を指し、後者は、「IT を業務やビジネスに活かすことができる人材」と「安全・安心に IT を製品・サービスなどに実装する人材」の大きく 2 つに分けられる。

能工エリアは民間事業者の主導により整備が進められてきましたが、本県では採算性等の問題から民間事業者による整備が難しい条件不利地域が依然として残っていることから、国の補助事業を活用するなどして市町村による携帯電話基地局整備を支援します。

また、福島県を訪れる観光客の利便性や満足度を向上させるために、県有施設や観光施設等への公衆無線 LAN 環境の整備を推進します。

#### 【施策の分野と推進項目】

##### (1) 人材育成・教育

- ・ 学校現場での I C T の有効活用とモラル教育の推進
- ・ I C T 人材育成と県民の情報リテラシー向上

##### (2) 情報通信基盤

- ・ 情報通信基盤の整備拡大
- ・ Wi-Fi<sup>(※19)</sup>アクセスポイントの整備促進

## 5 電子自治体・公共サービスの充実 ～公共サービスをいつでもどこでも誰もが受けられる社会～

スマートデバイスやソーシャルメディアなどの急速な普及により、いつでもどこでも誰でもが瞬時に情報の受発信ができる環境が身近になりました。

そこで、ワンストップでいつでもどこでも誰もが電子行政サービスを受けられる“便利なくらし”の実現を市町村と共に目指します。

また、電子県庁や市町村の情報化を取り巻く環境は、年々目まぐるしく変化しており、状況の変化に対応した便利で使いやすい電子行政サービスの提供を図るとともに、サーバの統合を進めるなど、持続的で効率的なシステム運営を目指します。

一方、インターネットやその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用の進展に伴い、サイバー攻撃が現実の脅威として深刻化してきており、平成26年11月には「サイバーセキュリティ基本法」が成立しました。この法律の趣旨を踏まえ、国等の関係機関と連携しながら、新たなサイバー攻撃等に迅速に対応できるよう不断の見直しを行い、情報セキュリティレベルを向上させていきます。

※19 Wi-Fi (ワイファイ) とは、無線 LAN の普及促進を行う業界団体 Wi-Fi Alliance から相互接続性などの認証を受けた機器のことを指します。現在では、無線 LAN 全般を「Wi-Fi」と呼ぶことが多くなりました。

平成28年1月から個人番号の利用が始まるマイナンバー制度については、セキュリティを確保しながらシステム整備を進め、個人番号カードや県独自の番号利活用を検討していきます。

【施策の分野と推進項目】

（1）電子自治体

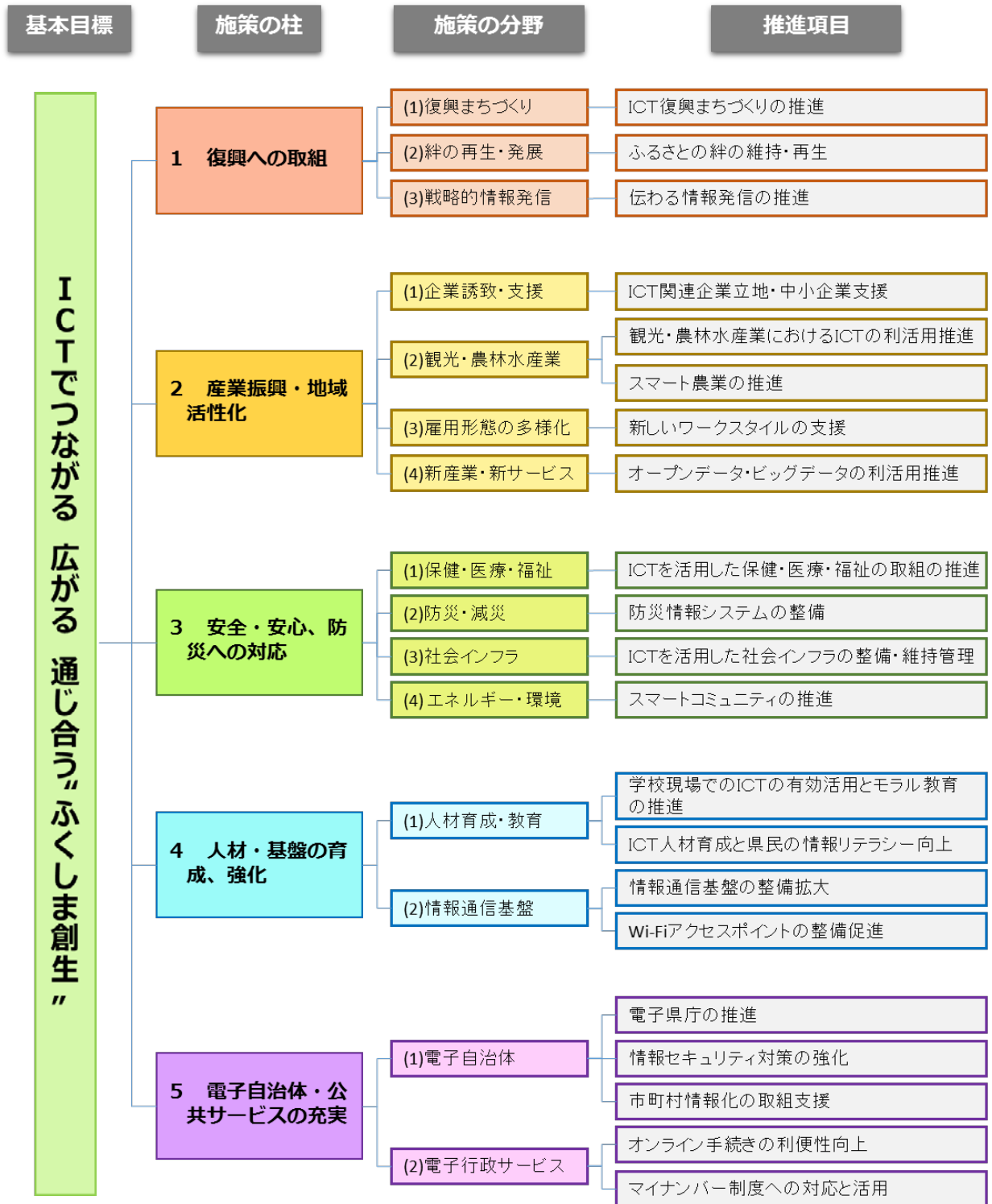
- ・ 電子県庁の推進
- ・ 情報セキュリティ対策の強化
- ・ 市町村情報化の取組支援

（2）電子行政サービス

- ・ オンライン手続きの利便性向上
- ・ マイナンバー制度への対応と活用

○計画の体系図

「ふくしま創生 ICT 戦略（2015-2017）」の体系図



## 第4章 施策分野の展開

施策の分野毎に推進項目で取組の方向性を示します。

### 第1節 復興への取組

#### (1) 復興まちづくり

##### ア ICT復興まちづくりの推進

東日本大震災からの復興を成し遂げ、「住んで良かったと思える豊かなふくしま」を実現するためには、大震災の経験を踏まえた災害に強いまちの実現、地域コミュニティの再生、地域活性化など、地域が抱える様々な課題を解決していくことが重要であり、最先端のICTを利活用し、これら様々な課題に横断的に取り組んでいくことが求められています。

今後、原子力災害避難指示区域の解除が進んでいくものと考えられますが、解除区域等においては、帰還する住民の生活環境を確保するため、地上デジタルテレビ放送の難視地区の解消だけではなく、携帯電話通話エリアの拡大に対する県民の要望も強く、また、漁業用海岸局など東日本大震災の被災施設の復旧も進めていかなければなりません。

さらに、「再生可能エネルギー先駆けの地」を実現するためには、エネルギー需給の管理を適正化し、環境にも配慮した「エネルギーマネジメント」の取組も重要です。

(指標) 避難指示(解除)区域における地上デジタル放送の新たな難視恒久対策残世帯数

(旧緊急時避難準備区域、避難指示解除区域、避難指示解除準備区域  
(避難指示等の当初の区分及び区域見直し後の区分による))

H26年11月末現在	H29年度
526世帯	未対策世帯なしを目指す

#### 【今後の取組】

- 被災地域等の復興を加速するため、市町村が行う通信・放送のICT基盤や全国各地に避難している住民に対する情報提供を行うための情報通信環境の整備を支援するなど、ICTを活用した、安全・安心、便利で快適なまちづくりを促進します。
- 市町村等と民間が連携し、防災・医療・福祉等の住民サービスを一元的に提供



する共通 I C T 基盤の導入支援を検討します。

- 避難指示が解除された区域において、住民帰還に向けた生活環境を確保するため、国や市町村と連携しながら、地上デジタル放送難視地区の解消や携帯電話基地局の整備、光ファイバ網の復旧を促進します。
- 津波により被災した漁業用海岸局の効率的な整備と緊急時でも情報の送受信を行うことができるネットワークシステムの再構築を支援し、漁船の安全な操業体制の向上を図ります。
- 小名浜ポータルラジオを新たに整備し、小名浜港を利用する商船を始めとする全ての船舶の安全を確保します。
- 被災地域等の復興に向け、I C T により地域のエネルギー需給を管理最適化する「エネルギーマネジメント」を実施するなど、原発に依存しない、環境やエネルギーの利用効率に配慮したまちづくりを促進します。

## (2) 絆の再生・発展

### ア ふるさとの絆の維持・再生

原子力災害による避難指示等により、現在も県内外に避難を余儀なくされている県民が依然として12万人に上っています。

避難者を取り巻く環境は、除染や避難指示区域の解除、復興公営住宅の整備など、これまでの復興への取組により復興の形が見えつつある一方、局面が刻々と変化する中で、新たに解決しなければならない課題が次々と立ち現れてきているのが実情であり、様々な情報の伝達・交換や生活支援、絆を維持・再生していく取組は、優先的に取り組むべき課題です。

(指標) ふるさとの絆再生事業におけるタブレット端末・フォトフレームの稼働率  
(配布市町村の平均)

H25年度	H29年度
約40%	増加を目指す

#### 【今後の取組】

- 避難を余儀なくされている方々等の絆の維持・再生のため行っている、エリア放送<sup>(※20)</sup>や、役場機能を移転している町村等が実施しているタブレット端

※20 地上デジタル放送に割り当てられた UHF 帯のホワイトスペース（放送用などの目的に割り当てられているが、

末・フォトフレームを活用した情報提供・情報交換の取組を引き続き支援します。

- タブレット端末を活用し、生活支援相談員間において避難者に関する訪問記録の情報共有を図り、きめ細かな支援につなげます。
- 東日本大震災及び原子力災害の体験や教訓等を次世代へ継承するため、記録や資料を収集・保存し、活用を図ります。
- 避難指示区域等内にライブカメラを設置しふるさと状況の配信を行う取組や東日本大震災・原子力災害の記録等を後生に残すための取組、伝統芸能・伝承のアーカイブ<sup>(※21)</sup>化によるふるさとの文化の継承・再生の取組等を支援します。

### (3) 戦略的情報発信

#### ア 伝わる情報発信の推進

「ふくしま」への関心や応援意識は全国的に広がっていますが、依然として「原発被災県」としてのイメージが強く、あまり良いイメージとして伝わっていません。このままのイメージが固定されると、応援意識・行動が持続しない恐れがあり、持続的な応援意識・行動に結び付けるためには、「ふくしま」に「親しみ」を感じ、「好き」になり、「前向きな」意識へと変化させなければなりません。

そのため、「プラスイメージ」の情報発信を強化し、チャレンジし続け、生まれ変わる「ふくしま」の姿をインパクトのある手法により伝えながら、人々の応援意識・行動を広げ、観光の誘客や農林水産物や県産品購入などの具体的な成果に結び付けていくことが引き続き必要となっています。

#### 【今後の取組】

- 全庁的に情報発信体制を再構築し、統一感を持って情報を発信し、復興の動きを「伝える」から「伝わる」発信に改善していくとともに、民間企業等と連携した取組を推進し、ふくしまならではの情報発信を行います。
- 誰もが見やすく、使いやすいホームページの構築を推進します。また、ソーシャルメディアや動画コンテンツを活用した最新情報の発信を通じ、県民等の理解の促進を図ります。
- 観光・防災拠点における公衆無線 L A N 環境の整備を促進するとともに、外国

---

地理的条件や技術的条件によって、他の目的にも利用可能な周波数) を活用して行われるワンセグ携帯等の地上デジタル放送受信機に向けたエリア限定の放送サービス

※21 文書や記録等を収集、組織化、蓄積・保存すること

人観光客向け観光情報ホームページの多言語化・充実化を図るなど、観光客等利用者の利便性を高めるとともに、利用者の情報発信を促進し、観光産業の復興や風評の払拭を図ります。

- 風評対策を始めとする復興業務を行う際にタブレット端末等を活用し、本県の実情や優位性を示す最新のデータ等を発信することにより、相手方の理解を深め、観光客の誘客や農林水産物・県産品の販売を促進します。

### 想定される主な事業例

事業名称	取組概要
I C T 復興まちづくり推進	<p>○市町村や民間等が連携し、防災・医療・福祉・避難者支援等の情報を統一して提供する共通 I C T 基盤（プラットフォーム）モデルを構築するために県・市町村・民間等から構成する検討会を開催し、I C T まちづくりのモデルを検討し、総合的かつきめ細かな住民サービスを行う I C T 復興まちづくりの推進を図る。</p>
戦略的情報発信	<p>○広報課の総合調整機能を強化し、復興の動きを「伝える」発信に改善していくとともに、民間企業等と新しい取り組みを進め、ふくしまならではの情報発信を行う。</p> <p>○動画サイト（YouTube）を活用し、福島の魅力や正確な情報を日本語のほか多言語（英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語等）により国内外に情報発信する。</p>

## 第2節 産業振興・地域活性化

### (1) 企業誘致・支援

#### ア ICT関連企業立地・中小企業支援

ICTは、様々な社会的課題の解決の一助となっているだけでなく、各種産業における成長の原動力であり、企業に新たな価値の創造やイノベーションをもたらすものとして期待が高まっています。

また、中小企業においても、ICTの利活用は、財務や人事などの分野での経営効率化はもとより、製品在庫の管理や新たな販路開拓など経営戦略上も不可欠なものとなっており、引き続き本県中小企業者のICT推進のための支援を行っていく必要があります。

日本初のコンピュータ専門大学として設置された会津大学は、情報通信関連産業を中心に有為な人材を多数輩出するだけでなく、公立大学法人としては日本一となる大学発ICT系ベンチャー企業の誕生や研究に対する高い評価を受けており、ICT分野における国際競争力の強化、ビッグデータの活用などにより、今後日本全国で不足すると言われているICT人材の輩出や、先端ICT研究による復興への寄与等に対しても期待が高まっています。

東日本大震災の復興支援として、ICT関連企業の拠点の開設も増えていますが、大震災の教訓を踏まえICT関連企業の地域分散が叫ばれていることから、本県の復興を加速させるためにも、さらなるICT関連企業の誘致に取り組む必要があります。

#### 【今後の取組】

- 複雑化、高度化する工業製品機能に対応し、次世代の経済社会を支える基盤となる組込みソフトウェアやシステム開発を始めとするICT産業の振興を図ります。
- ICT企業を誘致し交流人口を拡大させるとともに、地元新規雇用の創出や地域活性化を図るため、ICT企業の誘致を行う市町村に対し必要な支援を行います。
- 首都圏に一極集中しているデータセンター（DC）とインターネットエクステンジ（IX）を地域分散するために、第3のIXとして磐越道を利用した東北横断グローバルネットワークの整備を支援し、ICT関連産業の集積を図ります。
- 中小企業者のICT導入による情報化の推進を支援するとともに、ハイテクブ

ラザや会津大学と連携し、I C T 産業の振興を支える情報技術者等の人材育成を図ります。

- 会津大学に先端 I C T ラボを開設し、民間企業等との先端 I C T 研究の推進による新産業・革新的事業の創出を目指します。

## (2) 観光・農林水産業

### ア 観光・農林水産業における I C T の利活用推進

東日本大震災と原子力災害により、農林水産業、観光業、商工業などで風評被害が県内外に及ぶなど、深刻かつ多大な影響を受けました。

風評払拭や復興の歩みを伝えるため、「ふくしまからはじめよう」をスローガンに、食品の安全・安心情報の発信やトップセールス、企業等と連携した県産品のマルシェ<sup>(※22)</sup>の開催、観光キャンペーンの実施など様々な取組を行っており、消費者や流通関係者の信頼は緩やかながら回復してきています。

しかし、観光分野では、地域によって回復度合いが異なり、また、教育旅行も震災前の水準に戻るには時間が掛かることが予想され、農林水産分野でも、漁業の試験操業が続き、韓国・中国等の輸入規制も解除されず、価格も震災前までには回復していないなど、厳しい状況が続いています。

そのため、今後もこれまでの取組を継続・強化し、国内・海外からさらなる理解が得られるよう、I C T を活用した情報発信などにより、本県の魅力や安全性を積極的にアピールし、「新生ふくしまブランド」として再興していくことが必要です。

(指標) 観光客入込数

H25年度	H29年度
48,315千人	61,200千人

(指標) 農林水産業の産出額

H23年度	H32年度
2,030億円(推計値)	2,920億円

※22 マルシェ (Marché) フランス語で「市場」。「ふくしまマルシェ」等の名称で各地で開催されている。

### 【今後の取組】

- 本県の復興加速や風評払拭のため、農産物の安全・安心情報や観光資源の魅力等の効果的な情報発信と、I C T を利活用した新商品開発などの創造的な取組を行い、誘客と販路拡大に努めます。
- 27年春のふくしまデスティネーションキャンペーンの実施に当たり、観光ポータルサイトの内容充実を図るとともに、誘客効果の高い情報発信に取り組みます。
- S N S を活用して、地域の隠れた名所や名物などの地域資源を始め、地元ならではの魅力ある情報を発信します。
- 森林資源の活用推進を図るためG I S (地理情報システム) の利便性の向上を図ります。

### イ スマート農業の推進

農業の現場では、担い手の高齢化が急速に進み、労働力不足が深刻となっており、農作業における省力・軽労化や新規就農者への栽培技術力の継承等が重要な課題となっています。

他方、異業種では、ロボット技術や人工衛星を活用したりリモートセンシング技術、クラウドシステムを始めとしたI C T の活用研究が進展しており、また、本県にはアシストスーツを製造する先端企業も立地していることから、農業分野への活用が期待されています。

避難地域の復興については、国を中心に「福島12市町村の将来像」<sup>(※23)</sup>の検討を行っており、県でも、避難地域における営農再開・農業再生を図るため、実証的な調査・研究を行う研究拠点「浜地域農業再生研究センター(仮称)」を設置し、I C T 技術等を活用した超省力化技術に関する研究などを行うこととしています。また、「福島・国際研究産業都市構想(イノベーション・コースト)」においては、ロボット技術やI C T を活用した超省力・高品質生産を実現する新たな農業(スマート農業)を実現するための研究・実証等について本構想の主要プロジェクトとして位置づけられています。

---

※23 「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」開催趣旨：原子力災害の避難者の方々が今後の生活の見直しを検討するための環境を整えるため、避難指示等が出た12市町村<sup>(\*)</sup>の将来像を中長期かつ広域的な視点から作成するとともに、その将来像の実現に向けた課題を整理して、提言を取りまとめる。(平成26年12月23日第1回検討会開催)(\*:田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)

### 【今後の取組】

- ICT を活用した環境制御型施設園芸の導入やトラクター等の農業機械の自動走行の実現、アシストスーツの活用などにより、省力化・大規模化を目指します。
- 農機の運転アシスト装置、熟練農業者の知恵や栽培ノウハウのデータ化等により経験が少なくとも取り組みやすい農業を実現します。

## (3) 雇用形態の多様化

### ア 新しいワークスタイルの支援

少子高齢化の急速な進展に伴い生産年齢人口の減少が大きな社会的課題となっていますが、一方で子育てや親の介護のため就業継続が困難になり、離職せざるを得ない人々もたくさんいます。特に女性に関しては結婚や出産・育児を機に離職するケースが多く、子育てと仕事の両立は難しいというのが現状です。環境さえ整えば、働き続けられる人もおり、企業においては、人材を確保するためにも、在宅勤務やフレックス制の導入など、働き方の選択肢を増やす取組が求められるようになっていきます。

そのため、クラウドなどの I C T サービスを活用し、外出先や自宅など、場所にとらわれない就業を可能とするテレワークを社会全体へと波及させ、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現し、労働者のワーク・ライフ・バランスへの取組を推進することが重要です。

また、中山間地域等の古民家などの遊休施設等を I C T 関連企業などのサテライトオフィス<sup>(※ 24)</sup>として活用するなど、雇用の場を確保するとともに本県への移住や二地域居住を促進していくことも必要です。

県では、職員が出張先での業務に迅速に対応出来るようタブレット端末等を活用するモバイルワークを一部導入するなどの取組を始めています。

### 【今後の取組】

- 被災自治体の住民、育児・介護等により離職せざるを得ない人及び女性や障がい者の雇用の場を確保するため、I C T を活用して、時間や場所にとらわれない新たなワークスタイルを実現するテレワークの活用を支援します。
- 古民家などの空き家を改修しサテライトオフィス等として活用する I C T 企業を支援する市町村の取組を促進します。
- 職員のモバイルワークの拡大等について検討します。

※ 24 企業の本拠から離れた場所に設置されたオフィス

#### (4) 新産業・新サービス

##### ア オープンデータ・ビッグデータの利活用推進

近年、より透明性を高め、市民の参画や市民との協働を促進するオープンガバメントの流れを受けて、公共データの民間開放、いわゆるオープンデータへの関心が高まりつつあります。

オープンデータは、公共データを二次利用可能な形で民間に開放することにより、多様な公共サービスの創出による地域が抱える課題の解決や経済活性化、行政の透明性の向上、官民協働の推進が期待されています。

そのため、公共データについては、オープン化を原則とする発想の転換を行い、新ビジネスや官民協働の新サービス創出のため、地方自治体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開するとともに、公共データの利用促進のために、コンテストを利用したニーズの発掘や利活用モデルの構築、データを活用する高度な人材育成に積極的に取り組んでいくことが重要です。

また、無線通信技術の進展やSNSの定着、スマートフォンの普及などにより、個人の行動や機器・インフラの状態などが日々刻々とクラウドに蓄積されており、オープンデータと合わせて、これら多様で膨大なデジタルデータ(ビッグデータ)を活用することにより、革新的なサービスや新しいビジネスモデルの創出が期待されています。

(指標) オープンデータの数(データの種類の数)

H26年度	H29年度
79件	207件

##### 【今後の取組】

- 公共データのオープンデータ化による効果的な利活用を図るため、関係機関と連携して公共データ活用のニーズ調査やデータ提供方法を検討します。
- 企業等がオープンデータやビッグデータを活用した新サービスを展開するための人材育成を支援します。
- オープンデータを活用したアプリケーションやサービスの開発・普及を促進す



るため、各種団体や大学等と連携したアイデアソン・ハッカソン<sup>(※25)</sup>の開催を検討します。

- オープンデータの活用により、新たなビジネスや官民協働の新サービスの創出につながることを期待されることから、インターネットを通じて公開するデータについては、原則として二次利用が可能な形式で公開し、データカタログサイトの整備など利用しやすい情報提供の方法を検討します。
- 「地域経済分析システム」(経済産業省)を効果的に活用し、市町村等各関係機関と連携しながら、産業の振興を図ります。

### 想定される主な事業例

事業名称	取組概要
スマート農業	○大学等との連携を図りながら、ICT を活用した高付加価値作物の生産、植物工場の取組やロボットを活用した少人数で行える農業、熟練農業者の知恵を含む各種データの蓄積・解析による技術開発、人材育成や経営支援などについて、イノベーションコースト構想でも位置づけされている浜通りなどにおいて研究・実証を行う。
オープンデータ利活用推進等	○行政機関が保有する情報を一般にも利用しやすい形で公開することにより情報の有効活用を図り、復興の加速化に役立てる。 ○オープンデータを活用して避難者の帰還を促進するための帰還支援アプリなど、具体的な利活用モデルを開発する。

※25 アイデアソン (Ideathon) は、アイデアとマラソンを掛け合わせた造語で、特定のテーマを決めてアイデアを出し合い、まとめあげるイベント。ハッカソン (Hackathon) とは、ハック (コンピュータプログラム) とマラソンを合わせた造語で、特定のテーマを決めてサービスやシステムやアプリケーションなどを開発するイベント。

### 第3節 安全・安心、防災への対応

#### (1) 保健・医療・福祉

##### ア ICTを活用した保健・医療・福祉の取組の推進

本県においては、高齢化が全国より進行していることに加え、原子力災害により多くの県民が健康に不安を抱えています。

そのため、県民が地域の中で安心して暮らしていくことができる環境づくりがより一層求められており、ICTを活用した患者や要介護者に関する情報の共有化による効果的なサービスの提供や、最新の携帯情報端末を使った迅速・機動的な救急医療体制の構築、ICTによる買い物支援や見守り、情報バリアフリー環境の整備、ロボット技術の活用による介護負担の軽減などを通じ、誰もが、いつでも、どこでも等しく適切なサービスを受けることができるような社会を実現することが重要です。

(指標) 救急搬送における医療機関への受入照会回数4回以上の事案件数

H23年度	H32年度
312件	122件以下

(指標) 総合医療情報システムへのアクセス件数

H25年度	H29年度
1,144,786件	1,150,000件

#### 【今後の取組】

- 医療機関や介護施設等の関係機関が医療・介護における住民情報を共有し、効果的・効率的なサービスを提供できる体制整備を支援します。
- 医療機関で保有する健康情報の共有を図り、分析・公表することで、県民の健康意識の啓発や効果的な健康増進事業等の検討を行います。
- タブレット端末を使って救急隊と医療機関が患者情報を共有することで救急搬送を迅速化し、救急救命率の向上を図ります。
- 高齢者や障がい者、子育て中の方々が県内の施設を安心して利用できるように、バリアフリー化の状況を明示した施設情報を提供します。
- ICTを活用した買い物支援や見守り支援を行い、安全・安心につながるきめ細かなサービスを提供する取組を支援します。

- 障がい者の自立と社会参加を推進するため、パソコンの活用促進など、ICT を活用した取組を支援します。
- 高齢者介護施設で介護支援ロボットを試験的に導入するモデル事業を実施し、介護職員の作業軽減効果等を検証する。また、病院において、患者が装着する最先端の動作支援ロボットを導入し、リハビリの現場における有用性を検証する。

## (2) 防災・減災

### ア 防災情報システムの整備

東日本大震災を契機として、大規模災害発生時等における迅速・円滑な情報の収集や伝達、発信等ができる情報通信手段の確保について、人々の関心が高まっています。

本県では、東日本大震災後、衛星系と地上系による多ルート化や地上系のループネットワーク化など防災・行政通信機能を大幅に強化した「福島県総合情報通信ネットワーク」を構築し、県と市町村、防災関係機関、消防本部などと密接な情報連携を図りつつ、気象や災害現場、被災地の映像情報などを迅速に収集・伝達しています。

東日本大震災の体験を踏まえて、防災関係システムの更なる強化を図るとともに、災害時における迅速かつ的確な情報を確実に提供するために、テレビやラジオ、ホームページに加え、急速に利用が進んでいるソーシャルメディアなど、多様な情報伝達手段を活用していくことが求められています。

(モニタリング指標) Twitter による防災・災害情報の発信数

現状	各年度
H26.12.12 から実施	実績値

#### 【今後の取組】

- 災害発生時に正確な情報収集・情報伝達及び情報の共有化を図るとともに、テレビやラジオ、ソーシャルメディア等多様なメディアの活用や、GIS<sup>(※26)</sup>などによる“見える化”を図るなど、わかりやすい情報発信を行う。また、日頃

※26 地理情報システム。位置や空間に関する様々な情報を、コンピュータを用いて重ね合わせ、情報の分析・解析をおこなったり、情報を視覚的に表示させるシステム。

より気象変化の激しい峠部等においてライブカメラによる道路画像情報の提供に努めます。

- 道路規制情報、積雪情報や雨量・河川の水位情報、土砂災害危険箇所情報等のホームページ等での情報提供の強化を図り、地域の防災意識の向上を図ります。
- 地域住民の安全を確保するため、「Lアラート（公共情報 commons）」<sup>(※27)</sup>を活用し、防災情報等をテレビ・ラジオ・インターネット等の多様なメディアに配信します。
- 危機管理拠点における緊急情報の収集・分析及び発信機能の強化を図ります。

### (3) 社会インフラ

#### ア ICTを活用した社会インフラの整備・維持管理

我が国では、高度成長期以降に集中的に整備された社会インフラの老朽化が今後一斉に進んでいくことから、施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化が課題となっています。

一方、少子高齢化が進む中で、維持管理の担い手となる人材・技術力の確保が課題となっており、国において、センサーやロボット等を用い、効果的・効率的な維持管理を実現しようとする試みが行われています。

また、交通事故や交通渋滞の解消を図るため、本県では、道路に設置した光ビーコン<sup>(※28)</sup>をキーインフラとして交通情報を収集し交通情報板に表示するとともに、車載カーナビを搭載した車両との双方向通信により、リアルタイムの交通情報を提供する高度交通管制システム（ITCS）の整備を行っていますが、引き続き、最新のICTを活用した整備を推進していく必要があります。

(指標) 光ビーコンの高度化

H25年度	H29年度
8基	171基

※27 地方自治体、ライフライン関連事業者など公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信事業者などその情報を住民に伝える「情報伝達者」とが、共通の情報基盤を利用することで効率的な情報伝達ができる。地域を越えて全国の情報伝達者に一斉に配信できるので、住民はテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能になる。

※28 指向性が非常に高い近赤外線技術を応用した、走行車両の車載装置との双方向通信機能と車両感知機能を併せ持つ装置。

【今後の取組】

- センサー、ロボット等を用いて行うインフラの維持管理などについて、国などによる実証実験の成果を注視するとともに、必要に応じて検討していきます。
- 高度交通管制システムの整備推進と同システムを活用した「安全・快適にして環境にやさしい交通社会」の実現を図ります。

(4) エネルギー・環境

ア スマートコミュニティの推進

本県では、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、福島県再生可能エネルギー推進ビジョン（改訂版）において2040年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県を目指すとともに、再生可能エネルギーの地産地消を積極的に推進することとしています。

県内では、太陽光発電、風力発電やバイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入が増えており、また、復興に向けた新たな街づくりとしてスマートグリッド<sup>(※29)</sup>等を取り入れる市町村も出てきています。

再生可能エネルギーについては、電力会社から新たな大規模発電設備の接続が保留されるという問題が生じ、また、再生可能エネルギーは出力の変動が大きいという課題があり、さらには、震災後は節電、ピークカット対策も行われたことから、I C Tによりエネルギー管理システムや蓄電池等を制御しエネルギーの効率的な管理・最適化を図ったり、再生可能エネルギーの地産地消などを推進する、スマートコミュニティ<sup>(※30)</sup>の構築が必要になっています。

【今後の取組】

- 再生可能エネルギーの活用と地域のエネルギー需要の管理・最適化を行うエネルギーマネジメントの取組を推進するとともに、市町村への普及促進を図ります。

※29 発電設備から末端の機器までを通信網で接続、電力流と情報流を統合的に管理することにより自動的な電力需給調整を可能とし、電力の需給バランスを最適化する仕組み。

※30 家庭やビル、交通システムをICTネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システム。

想定される主な事業例

事業名称	取組概要
医療福祉情報連携基盤構築	<p>○医療関係団体で構成されている福島県医療福祉情報ネットワーク協議会が、二次医療圏毎に整備されている(予定も含む)ネットワークシステムを活用しながら、下記の機能を備えたネットワークシステムを整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中核病院の医療情報公開の推進及び二次医療圏を越えた連携や異なるシステム間の連携の実現</li> <li>・診療所、介護老人保健施設、薬局等の多職種間との情報連携の推進</li> <li>・調剤情報のデータベース化の実現</li> <li>・医療機関の地域連携室の支援機能、遠隔カンファレンス機能、疾病別の管理機能、地域連携パス機能等の構築</li> </ul>
危機管理機能の強化	<p>○危機管理拠点を新たに整備し、緊急情報の収集・分析発信機能の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理拠点に必要な基本機能を整備する。</li> </ul> <p>迅速・的確な初動対応のための機能、情報収集・分析のための機能、関係機関との連携のための機能、県民への情報提供のための機能の強化</p>

## 第4節 人材・基盤の育成、強化

### (1) 人材育成・教育

#### ア 学校現場での I C T の有効活用とモラル教育の推進

近年、情報通信技術のめざましい発展や青少年への情報通信端末の普及拡大により、生活の利便性が高まる一方、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、情報通信端末を用いた犯罪等の新たな問題が発生しています。

そのため、児童生徒が情報に対する正しい知識や接し方を会得できるよう、情報モラル教育の充実を図るとともに、情報活用の実践力や情報の科学的理解、情報社会に参画するといった情報活用能力を高める教育を推進することが求められています。

また、教育におけるタブレット端末等の I C T 活用の動きは全国的な広がりを見せており、本県においても取組が拡大していることから、I C T 教育環境・教科等に応じた指導モデルの開発、すべての教員が I C T を効果的に活用したわかりやすい授業を実践するための取組、デジタル教材の充実等が必要となっています。

(指標) 授業中に I C T を活用して指導できる教員の割合 (全校種)

現状	H29 年度
60.4%	70.0%

(指標) 情報モラルなどを指導する指導できる教員の割合 (全校種)

現状	H29 年度
72.6%	76.0%

【今後の取組】

- 学校におけるタブレット端末、電子黒板やデジタル教材などを活用した授業を推進し、児童生徒の理解力の向上を図るとともに、情報活用能力や情報モラルの育成を図ります。
- I C T を利活用した授業や児童生徒への情報モラル教育が行えるよう研修の充実等により教員の指導力向上を図ります。
- e ラーニングやテレビ会議システムを活用した交流授業を推進し、中山間地域の教育の充実を図ります。

## イ I C T 人材育成と県民の情報リテラシー向上

近年、世界各国でオープンデータやビッグデータの解析・活用により企業活動等に新たな価値を創出する取組が注目されています。また、I C T の急速な高度化・多様化と、インターネットが社会経済活動の基盤となっている現在、産業競争力の強化に貢献し、グローバル社会に対応した I C T 人材の確保が欠かせません。

本県は、コンピュータ理工学専門の会津大学を有しており、会津大学を核とした産学官の連携などにより、データサイエンティストなど高度な I C T 人材や I C T 産業の振興を支える情報技術者等の育成を図っていくことが大切です。

一方、S N S の利用者数は年々増加しており、書き込みがもとになったトラブルも数多く発生しています。I C T の便利さだけを強調するのではなく、インターネット関連の犯罪、個人情報の流出や有害情報の氾濫など“ネット社会の陰”の部分も含め、児童生徒からお年寄りまで幅広く県民の情報リテラシーの向上に取り組む必要があります。

また、県民の情報リテラシーの向上のためには、地域間・世代間の情報格差解消が必要であり、地域の自立的取組や市町村の取組を支援し、それぞれの世代や目的に応じて、県民の情報リテラシーの向上を図っていくことが重要です。

(指標) ふくしま I C T 利活用推進協議会による情報リテラシー向上事業参加人数

(※人材育成事業、活動支援事業)

H26 年度	H29 年度
延べ 276 名	350 名

### 【今後の取組】

- 会津大学において、データサイエンティストや情報セキュリティ技術者等の高度な I C T 専門知識を有する人材の育成を図ります。
- 県民の誰もが安全で快適に I C T による便利さを享受できるように、ふくしま I C T 利活用推進協議会や市町村による住民の情報リテラシー向上のための取組を促進します。
- ハイテクプラザや会津大学と連携し、I C T 産業の振興を支える情報技術者等の人材育成を図ります。



## (2) 情報通信基盤

### ア 情報通信基盤の整備拡大

光ファイバ網やDSLを中心としたブロードバンドネットワークや携帯電話の利用可能エリアは着実に広がっており、平成25年度末にはブロードバンド世帯カバー率は100%に達しましたが、県内には、まだ光ファイバの未整備地区が残っており、その解消が必要です。

また、携帯電話の世帯カバー率は99.83%（平成26年5月1日現在。ただし、原子力発電所事故による避難市町村を除く）となっていますが、地域住民や市町村が整備を希望する地区もあり、県と市町村が協力して、基地局整備を促進する必要があります。

東日本大震災では、情報通信インフラも甚大な被害を受け、通信の途絶や混雑、停電等により情報通信機器が使用できなくなるなどの障害が発生し、県民生活はもとより災害復旧活動にも大きな影響を受けました。

その後、ICTインフラの復旧は進みましたが、このような教訓から、今後も、大規模災害時にも業務継続を可能とする、強靱な情報通信インフラの構築を強化していくことが求められています。

【指標】市町村が公設民営方式で携帯電話基地局の整備を希望する地区の人口

(携帯電話不感地区人口)

H26年度	目標
1,121人	750人

【今後の取組】

- 情報通信格差是正のため、携帯電話通話エリアの拡大などによる情報通信基盤の整備を引き続き実施します。
- 大規模災害時にも業務継続を可能とするため、引き続き強靱かつ冗長的なICTインフラの強化に努めます。

### イ Wi-Fi アクセスポイントの整備促進

県有施設や県内観光地において、公衆無線LANでインターネットが使えるWi-Fiアクセスポイントを整備することは、住民や観光客の利便性の向上や、情報発信力を強化し観光戦略として本県のイメージアップや風評払拭にも繋がります。

また、公衆無線 LAN は、携帯電話回線が輻輳し利用できない場合でもインターネットにアクセスできることから、スマートフォン等で無線 LAN を利用し、災害等の緊急時でも情報を受発信できる通信手段となります。

さらには、外国人観光客等の本県滞在における利便性向上のため、観光拠点等における Wi-Fi アクセスポイントの整備を含めた情報発信体制の強化が求められます。

【今後の取組】

- 県有施設や観光施設等における Wi-Fi アクセスポイントの整備を促進し、県民や観光客等の利便性を高め、災害時などには迅速な情報収集・提供を行うインターネット通信環境を提供します。

想定される主な事業例

事業名称	取組概要
携帯電話通話エリア広域ネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者が採算性を理由に独自整備を行わない条件不利地域の通信エリア化を支援する。</li> <li>○原発事故による避難指示区域等における不通話地域解消について、携帯電話は住民特に若者の帰還を促進するための重要なインフラとして整備が望まれており、避難指示区域等の見直しに合わせた通信エリア化を支援する。(復興への取組)</li> </ul>
Wi-Fi アクセスポイントの整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県有施設や観光施設等における Wi-Fi アクセスポイントの整備を促進する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光戦略の中で、東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、Wi-Fi アクセスポイントとともにホームページなどソフト面の整備を促進</li> <li>・民間通信事業者や観光協会等の団体への公衆無線 LAN 整備促進の働きかけ</li> </ul> </li> </ul>

## 第 5 節 電子自治体・公共サービスの充実

### (1) 電子自治体

#### ア 電子県庁の推進

インターネットショッピングやホテルの予約など、生活やビジネスなどのあらゆる場面でインターネットの利用が身近なものとなりました。

電子県庁とは、このインターネットを利用して、県庁においても申請・届出など様々な行政手続きを利用できるようにして住民の利便性の向上を図ったり、I C T 技術を活用して行政運営の簡素・効率化や透明性を向上させていこうとするものです。

電子県庁の推進のためには、電子申請・届出や電子入札の拡大など県民の視点に立ったわかりやすい行政手続のオンライン化や公的個人認証サービスの普及促進、行政情報の電子的提供による業務の迅速化を促進するとともに、サーバ統合など情報システムの全庁最適化により効率的な行政システムを確立するなど、引き続き行政の情報化を全庁的に推進していく必要があります。

また、地理情報システム (G I S) については、統合型 G I S への移行や様々な利活用方策について検討し、“見える化”による便利でわかりやすい情報活用の取組が必要です。

また、東日本大震災の教訓から、事故や災害に強い情報システムの構築・運用が求められています。

(指標) 電子入札の実施件数

H 25 年度	H 29 年度
684 件	900 件

(指標) 庁内システムのサーバ統合数 (H27 調査実施後に指標設定)

H 26 年度	H 29 年度
統合候補 228 台	順次統合

【今後の取組】

○入札手続きの電子化を推進することにより、入札手続きの透明性及び公正性を高め、公共事業等の発注の迅速化を図ります。

- 県庁内各部が個別に整備した情報システムをクラウドサービスや統合サーバへ集約することにより、運用の効率化と災害対応力の強化を図ります。
- 個別のG I Sから地図を共有する統合型G I Sへの取組を市町村と連携して推進し、行政の効率化・高度化を図るとともに、県民に対する便利でわかりやすい情報提供を行います。
- 災害や事故に備え、I C T部門の業務継続計画（I C T - B C P）に基づく対策、訓練を実施するなど、適正な運用を推進するとともに、必要に応じた見直しを行います。

## イ 情報セキュリティ対策の強化

多種多量の情報が流通するインターネット等の「サイバー空間」が急速に拡大する中、情報セキュリティを取り巻く環境は大きく変化しており、個人を標的とした愉快犯的なものから、国や地方自治体、金融機関などの重要インフラ<sup>(※31)</sup>等を標的とした経済犯・組織犯的なサイバー攻撃へと移行しています。

このため、国はこれまでも内閣サイバーセキュリティセンターを設置し、官民が連携した情報セキュリティ対策を推進してきましたが、さらに平成26年11月、「サイバーセキュリティ基本法」を制定し、行政機関などのサイバーセキュリティ確保、重要事業者などの自主的な取組促進、情報共有の徹底、サイバーセキュリティに関する産業振興と人材の育成・確保などを進めることとしています。

本県では、サイバー攻撃の高度化・複雑化等に対応するため、情報セキュリティポリシーを改正するとともに、不正アクセス対策やコンピュータウイルス対策などの技術的対策、職員の情報セキュリティ研修の充実等の人的対策、データセンターへの移設等の物理的対策を強化してきました。

サイバー攻撃は、今後、より一層、高度化、巧妙化することが懸念されることから、県としても、国、市町村、企業・団体等と連携・協力しながら、情報セキュリティ対策を強化していくことが必要です。

### 【今後の取組】

- 情報セキュリティ研修、情報セキュリティ監査等を充実し、職員のより一層の情報セキュリティ意識の向上を図ります。

---

※31 内閣サイバーセキュリティセンターでは、次の13分野の重要インフラを防護対象として定めている。1.情報通信、2.金融、3.航空、4.鉄道、5.電力、6.ガス、7.政府・行政サービス(地方公共団体を含む)、8.医療、9.水道、10.物流、11.化学、12.クレジット、13.石油

- 新たなサイバー攻撃にも迅速に対応できるようウイルス対策や不正アクセス対策等の不断の見直しを図るなど、情報セキュリティ対策の強化を図ります。
- 公社等外郭団体に対して、サイバー攻撃に関する情報提供や技術的支援を強化します。

## ウ 市町村情報化の取組支援

市町村においては、多様な住民ニーズに対応するため、I C T の活用によって住民の利便性の向上や行政情報の公開等を促進することが期待されています。

一方で、市町村の財政状況は依然として厳しく、人員も限られる中、一層効率的な行政運営を行うことが必要とされており、情報化の取組は、行政の効率化や経費の削減が図られることが期待されることから、行政改革の中でも重要な位置を占めると考えられます。

こうした中、平成25年5月には、マイナンバー法が成立し、地方自治体には、これに適切に対応した情報システムの整備や活用が求められています。

また、市町村の共同利用による自治体クラウド<sup>(※32)</sup>の取組を番号制度の導入に併せて推進することが期待されています。

さらに、市町村の電子行政サービスは住民生活に直結していることから、状況や環境に左右されず、持続的に提供されることが重要であり、災害や情報セキュリティに強い行政基盤の構築と業務継続性の確保が必要となっています。

### (指標) 市町村の I C T - B C P 策定数

(総務省：地方公共団体における行政情報化の推進状況調査)

H25 年度	H29 年度
4 市町村	30 市町村

### 【今後の取組】

- マイナンバー制度、自治体クラウド及びオープンデータ等について市町村と連携した取組を推進します。
- 東日本大震災を踏まえ、市町村の I C T 部門の業務継続計画 ( I C T - B C P ) 策定を支援します。

※32 自治体クラウドは地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組。複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減及び住民サービスの向上等を図るもの。

## (2) 電子行政サービス

### ア オンライン手続きの利便性向上

本県においても、市町村と共同で行政手続きのオンライン化等を進めてきましたが、必ずしも県民生活に十分に浸透しているとは言いえない状況にあります。

県や市町村において行政手続きのオンライン利用の普及・定着を図るためには、利用者の意見や要望を踏まえ、行政側の事務処理の簡素化、効率化、迅速化を徹底して、オンライン手続きの利便性向上に取り組むことが必要です。

なお、平成 27 年度国勢調査においては、国民の利便性向上と負担軽減を図る観点から、パソコンのほかスマートフォンからもインターネットで回答できるオンライン調査が全国に導入されるなどの動きがでてきています。

(指標) 福島県における行政手続等のオンライン化の状況

H25 年度	H29 年度
35,348 件	40,000 件

#### 【今後の取組】

○利便性が高く、使いやすいサービスを提供するため、市町村や利用者の意見を調査するなどしてオンライン手続きの改善を行うとともに、その普及拡大に取り組めます。

○県民の利便性向上を図るため、ワンストップサービスやプッシュ型サービスの提供を検討します。

### イ マイナンバー制度への対応と活用

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための仕組みであり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）となります。

平成 27 年 10 月にはマイナンバーの通知が始まり、平成 28 年 1 月から個人番号カードの発行やマイナンバーの利用が開始されます。また、地方自治体の情報連携は平成 29 年 7 月から開始される予定となっており、個人情報の保護に十分配慮しつつ、番号制度に合わせたシステムの整備・改修と番号制度を活用した住民サービスの向上に向け、県と市町村が協力して取り組んでいかなければなりません。

【今後の取組】

- マイナンバー制度の導入に的確に対応し、関係機関が連携して情報セキュリティに配慮したシステムを整備し、県民の利便性向上を図るとともに、マイナンバーの利用範囲の拡大にも積極的に取り組みます。
- 個人番号カードに登載される電子証明書を用いて、各種利用カードなどへの利活用について検討します。

想定される主な事業例

事業名称	取組概要
県庁内システムの最適化・災害対応力強化	<p>○情報システムの効率的な運用及び業務継続性が高い電子県庁を実現するために、全庁横断的な視点で業務システムのあり方を見直し、県庁内各部が個別に構築してきた情報システムを外部のクラウドサービスやデータセンターの統合サーバへ集約して、運用の効率化と災害対応力の強化を図る。</p>
マイナンバー制度の導入に伴う県民の利便性向上	<p>○マイナンバー制度導入に伴い、セキュリティに配慮したシステムの改修や情報連携を行い、添付書類の削減による行政手続きの簡素化に努め、県民の利便性の向上を図る。</p> <p>○本県が発行している利用カードと個人番号カードの一元化・一体化や、マイポータルによるプッシュ型サービスなどの利活用について検討を進める。</p>

## 第5章 計画推進に向けて

本計画を効果的かつ円滑に推進していくためには、県庁組織が一体となって取り組むことはもとより、必要に応じて企業や各種団体などの高度情報化推進に取り組む各主体との連携・協働を図りながら、高度情報化を効果的・効率的に進めていくことが重要です。

### 第1節 推進体制

本計画を進めるにあたっては、県庁内では「福島県電子社会推進本部」において全庁的な意思統一のもと効率的かつ効果的に高度情報化を推進するとともに、電子自治体の推進については、「福島県電子自治体推進連絡会議」において県と市町村が共有する課題の検討や新たな情報通信施策への対応に関する問題等を検討・協議し、県と県内市町村一体となって推進していきます。

また、県民の立場に立ち、地域の実情に合った情報化を推進するため、県内の高度情報化を推進する団体や企業、大学、NPO等との連携を図ります。

### 第2節 アクションプランの策定

年度ごとに、県庁内各部局がそれぞれ実施する具体的な情報化施策を取りまとめたアクションプランを策定し、積極的に情報通信技術の利活用を推進します。

### 第3節 計画の進行管理及び評価

本計画の進行状況の把握及び評価については、主要分野ごとに設定した指標を基に、P D C Aサイクルの観点から評価を行い、年度ごとに取りまとめて公表します。

### 第4節 計画の見直し

本計画の進行状況や評価の結果、情報通信技術や国の施策等の社会情勢の動向、県民ニーズの変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。





